省令

○法務省令第四十九号

少年院法（平成二十六年法律第五十八号）第八十七条第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、少年院法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

少年院法施行規則の一部を改正する省令

少年院法施行規則（平成二十七年法務省令第三十号）の一部を次のように改正する。

別表（第四十七条関係）手錠の部第一種の項を次のように改める。

第一種	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。 各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。 附属するひもの直径はおおむね三ミリメートルとし、長さはおおむね六メートルとする。 附属するひもの一端をおおむね四・五センチメートルのところで折り返して元のひもに固定し、輪状になる部分を設ける。 形状は、図一のとおりとする。	鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものとする。 附属するひもは、化学繊維製とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第五十号

少年鑑別所法（平成二十六年法律第五十九号）第七十六条第四項の規定に基づき、及び同法を実施するため、少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月六日

法務大臣　岩城　光英

少年鑑別所法施行規則の一部を改正する省令

少年鑑別所法施行規則（平成二十七年法務省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表（第三十八条関係）手錠の部第一種の項を次のように改める。

第一種	開閉可能な腕輪二個を鎖で連結する。 各腕輪は、歯止めで止まり、施錠できるものとする。 附属するひもの直径はおおむね三ミリメートルとし、長さはおおむね六メートルとする。 附属するひもの一端をおおむね四・五センチメートルのところで折り返して元のひもに固定し、輪状になる部分を設ける。 形状は、図一のとおりとする。	鉄又はこれと同等以上の強度を有する材質のものとする。 附属するひもは、化学繊維製とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第七十七号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百七条の三第一項及び第五項並びに第百三十七条の二の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十一月六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　森山　**裕**

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十九条の二第一項の表中

関西国際空港	五年
東京国際空港	

を

東京国際空港	五年
関西国際空港	
福岡空港	

に改め、同表に次のように加える。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十八年三月二十七日から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日以後最初の福岡空港における航空法第百七条の三第五項の単位期間は、同項の規定にかかわらず、平成三十二年一月三十一日に終了するものとする。